	鶴岡市農業委員会第17回東部農地部会議事録
日 時場 所	令和4年 4月12日(火) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出席農業委員	1番 石井 光明2番 渡部 長和3番 小林 義一4番 佐藤 みほ5番 工藤 久子6番 大沼 恒司7番 髙橋 好博8番 金野 匡良9番 新舘 登10番 佐久間 豊
出 席 推進委員	1番 森 秀弘 2番 石川 守 3番 齋藤 功 4番 井上 佳奈子 5番 碓氷 伸 6番 齋藤 力 7番 髙橋 聡 9番 髙橋 文雄 10番 前田 浩 11番 佐々木 貢昌 13番 伊藤 由紀子 14番 亀井 龍夫 15番 清野 吉喜
遅参委員	10番 前田 浩推進委員
早退委員	なし
欠席委員	8番 丸山 伸一推進委員 12番 鈴木 聡推進委員
事務局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 坂田 英勝 主査 原田 和泉 調整主任 金内かんな 主事 佐藤 穂高 主事 齋藤 柊士 羽黒分室主事 梅木 智康 櫛引分室調整専門員 伊藤 淳 朝日分室主査 若生 文子 朝日分室主任 井上 聖
議事日程	 開会 議事録署名委員の選出 会期の決定 報告 議事 閉会
	開 会 午前 9:30
議長	本日、欠席の委員は、8番 丸山伸一推進委員、12番 鈴木聡推進委員より、 遅参は10番 前田浩推進委員より届出がなされています。定足数に達しておりま すので、ただ今より第17回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は鶴岡市農 業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により、議長において指名し たいと思いますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議ないものと認め、議事録署名委員を3番 小林義一委員と、4番 佐藤みほ 委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限り としたいと思います。これにご異議ございませんか。

	(異議なしの声あり)
	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。
	それでは報告事項に入ります。 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
議長	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
	報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について
	報告第4号 農地の転用事実に関する照会について
	事務局の説明を求めます。
	(説 明)≪報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について≫
	「(説 明)≪報告第2号 農地法第 18 条第6項の規定による通知について≫
事務局	
一	(説 明)≪報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について≫
	(説 明)≪報告第4号 農地の転用事実に関する照会について≫
議長	ありがとうございます。報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願い
→ 一	いたします。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定
时交 又	による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局	(説 明)≪議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について≫
議長	これは3条案件でありますので、現地調査について担当委員の報告をお願いいた します。5番 工藤久子委員、お願いいたします。
	5番 工藤です。藤1から6について報告いたします。受け手はどちらも認定農
5 番 委 員	業者であり地域で頑張っておられる方々です。出し手3名が貸し付けていた方が亡くなった為、代わりに耕作することになったもので、農地法第3条第2項の各号の
	- くなった為、代わりに耕作することになったもので、晨地伝第3条第2項の各方の - いずれにも該当しないことをご報告いたします。
議長	8番 金野委員お願いいたします。
	8番 金野です。13ページの羽1の案件につきましては、先ほど説明にありまし
	たように先月審議していただいた一体利用農地を受けましての所有権移転です。3
8 番 委 員	条第2項の各項には該当していないことを確認しております。それから、15ペー ジの羽2に関しての報告ですが、4月5日午後3時より、齋藤委員、丸山委員、新
8 番 麥 貞	シの初るに関しての報告ですが、4月50十後3時より、傷膝姿貞、凡田姿貞、利 舘委員、私と事務局、合計6名にて現地を確認しました。この農地は丸山畜産に隣
	接している農地であります。丸山畜産さんは農地所有適格法人にもなっておりまし
	て、農地法第3条第2項の各項に該当しないことを確認いたしました。以上です。
議長	ありがとうございます。9番 髙橋推進委員。
	9番 髙橋です。13ページの櫛1の案件ですけども、4月6日午後5時より、事
	務局 1 名、佐久間委員、私と 3 人で現地を確認して参りました。財産整理のため、 耕作者である受け手に所有権移転を請うものです。受け手は認定農業者で、田では
	耕作有である受け手に所有権移転を請りものです。受け手は認定晨業有で、田では 水稲とそばを、畑では菊や季節野菜などを作付けしています。現地の確認をいたし
9番推進委員	ましたけども何も問題なく、管理されていたことを報告します。以上、農地法第3
	条第2項の各項に該当しないことを報告いたします。
	また、15ページに関しまして、櫛2、櫛3、櫛4、櫛5の報告をいたします。櫛
	2につきましては、出し手が高齢であるため、親戚関係にある受け手に柿畑を貸す

議	長	ものです。受け手はそばと柿を栽培しております。櫛3につきましては、経営者の ■■■氏から子の■■■氏へ経営移譲するものであり、すべての農地がきちんと耕作されています。■■■■氏も経営移譲しており、移譲年金受給継続のため書面も名義も農地も合わせて■■■氏に使用貸借しております。櫛4も同じであります。次、櫛5の案件ですけれども、父親の農業経営を一部継承して、新規就農を行なうものです。農地には既存のガラスハウス3棟があり、パプリカ栽培を行う計画になっております。いずれにつきましても、農地法第3条第2項の各項には該当しないことを報告いたします。 ありがとうございます。では、審議に入ります。質疑のある方、挙手をお願いいたします。
		(発言者なし)
議	長	ないようですので、質疑を終結して採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。
		(全員賛成)
議	長	全員賛成により、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、 原案通り決しました。続きまして、議案第2号 一体利用農地等の指定届出につい て、事務局の説明を求めます。
事	務局	(説 明)≪議案第2号 一体利用農地等の指定申出について≫
議	長	ありがとうございます。これは一体利用農地等の指定申出についての案件ですので、現地調査について担当の委員の報告をお願いいたします。8番 金野委員お願いいたします。
8 番	委員	8番 金野です。今の案件につきまして、現地調査の報告をいたします。4月5日午後3時より齋藤委員、丸山委員、新舘委員、事務局2名と私の計6名で現地を確認して参りました。付近見取図から見てもお分かりかと思いますが、住宅の脇を通らないとこの畑には侵入できません。今までは、その家が空き家になっておりましたので、耕作者の阿部農園さんは、所有者に許可を得まして、その脇を通過し、畑を管理していたようです。現状はきれいに管理されており、農地としては良好でした。今後はこの申出人の■■さんが農地を一体利用するということでの許可の申請になっておりますが、進入路に関して、家の脇しか通れないということで、一体利用が適格ではないかと判断して参りましたので、報告いたします。
議	長	ありがとうございます。 それでは、審議に入ります。質疑のある方、挙手をお願いいたします。
		(発言者なし)
議	長	ないようですので、質疑を終結して採決を行います。議案第2号 一体利用農地 等の指定申出について、賛成委員の挙手を求めます。
		(全員賛成)
議	長	全員賛成により、議案第2号 一体利用農地等の指定申出については原案通り決しました。続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、 事務局の説明を求めます。
事	務局	(説 明)≪議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について≫

議	長	これは、5条案件でありますので、現地調査について担当委員の報告をお願いいたします。髙橋委員。
9番	推進委員	髙橋です。4月6日に午後5時より事務局1名、佐久間委員、私と3人で現地確認してまいりました。現見取図を見ますと、集落の真後ろの農地から砂利を採取するということです。櫛2は、運搬路として活用。櫛1に関しましては、家などがかなり並んでおりますので、その宅地から5メートルほど離れたところから採掘するということでした。また自治会区長さんより同意書もいただいておりましたし、その他各団体の方々からも同意書をいただいていたこともあり、何ら問題ないと報告いたします。
議	長	ありがとうございます。 それでは、審議にはいります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 髙橋委員お願いいたします。 7番髙橋です。今の説明で宅地から5メートル離れると良い、承諾書をもらって
7番	推進委員	いるという話ですが、砂利採取に関しては土地から何メートル以上離れなければいけないという規則があったと思うのですが、その辺の説明をお願いします。
議	長	事務局の方お願いします。
事	務局	ただ今のご質問ですが、お調べして回答したいと思います。こちらの案件につきましては、県の許可を受けての事業となっておりまして、その部分では、条件等クリアしていると認識しておりますし、鶴岡市の砂利対策協議会でも、櫛引地域の方からもご意見が出ておりまして、宅地に近いということでございます。万が一地下水等に影響がある場合は、まず採取をストップしてそれについては原因を究明したうえで、採取を再開するというようなことで地元の方と覚書をかわしているということでございます。改めてご報告をいたしたいと思います。
議	長	他にございませんか。
		(発言者なし)
議	長	ないようですので、質疑を終結して採決を行います。議案第3号 農地法第5 条の規定による許可申請ついて賛成の委員の挙手を求めます。
		(全員賛成)
議	長	全員賛成により、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については原 案通り決しました。続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定に ついて事務局の説明を求めます。
事	務局	(説 明) ≪議案第4号 農用地利用集積計画(案)について≫
議	長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。
		(発言者なし)
議	長	ないようですので、質疑を終結して採決を行います。議案第4号 農用地利用集積計画書(案)について賛成の委員の挙手を求めます。
		(全員賛成)
議	長	全員賛成により、議案第4号 農用地利用集積計画書(案)については原案通り 決しました。続きまして、議案第5号 農地中間管理事業に関する配分計画(案) について事務局の説明を求めます。
事	務局	(説 明)≪議案第5号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について≫

議	長	それでは審議にはいります。質疑のある方は挙手をお願いします。
		(発言者なし)
議	長	ないようですので、質疑を終結し、議案第5号 農地中間管理事業に関する配分 計画(案)について賛成委員の挙手を求めます。
		(全員賛成)
議	長	全員賛成により、議案第5号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)については、原案通り、決しました。 以上で本日の審議はすべて終了いたしました。
事	務局	(説 明)≪議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について≫
議	長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手を願いま す。
		(発言者なし)
議	長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第5号農用地利用集積 計画(案)の決定について、賛成委員の挙手を求めます。
		(全員賛成)
議	長	全員賛成により、議案第5号農用地利用集積計画(案)の決定については、原 案通り決しました。以上で本日の審議はすべて終了いたしました。
		閉 会 午前 10:10
議	長	議 長 <u>佐久間 豊</u> 議 事 録 署名委員 <u>小林 義一</u> 議 事 録 署名委員 <u>佐藤</u> みほ